



那健国 第 478号

平成 21 年 2 月 2 日

沖縄県医師会

会長 宮城 信雄 様

那霸市長 翁長 雄志



・ 国民健康保険被保険者証のカード化について（お願い）

初春の候、貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は、国民健康保険事業の運営に関しましてご協力を賜り深く感謝申し上げます。さて、本市では、平成 21 年 3 月の国民健康保険被保険証の一斉更新時に、国保証をカード様式に変更して一人一枚ずつ交付することとなっております。

保険証のカード化につきましては、国民健康保険法施行規則の改正等を受け、かねてから実施時期について検討してまいりましたが、新電算システムの稼動等により対応が可能となったため、平成 21 年度証から実施することとなった次第であります。

また、カード裏面には、「臓器の移植に関する法律」に基づき、移植医療について市民の理解を深めるため、臓器提供意思表示欄を設けてあります。

つきましては、御多忙中のところ恐縮に存じますが、各医療機関等への周知方等お取り計らいくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、参考までに国民健康保険被保険者への通知文書並びに保険証の見本を同封いたしますので、お目通しを願います。

那霸市国保・後期高齢医療課 給付グループ

資格担当 与那嶺

098-862-4262 内線 2546・2409

国民健康保険被保険者証（国保証）がカード化されます！！

新しく臓器提供意思表示欄を設けたカードへ

平成21年度証（平成21年3月切替）から、加入者一人一枚ずつの国保証へ変わります。これは、国民健康保険法施行規則の改正等により、平成13年4月以降、準備の整った保険者（市町村）から国民健康保険証を個人カード化することになっていたもので、那覇市でも実施時期について検討を重ねてきましたが、新電算システムの稼動によりカード化へ対応が可能となったこと等を受けて今回の切り替えから実施することになりました。

運転免許証やキャッシュカード等と同じ大きさで、国保被保険者一人ずつに交付されますので、病院通院時等の携帯性や利便性の向上等が図られます（イメージ図 裏面参照）。

また、カード裏面には、「臓器の移植に関する法律」により移植医療について市民の理解を深める必要性があることから今回、保険証を新しく変更することに伴い臓器提供意思表示欄を設けることになりました。

記入については・・

- ①臓器提供の意思を示す際には、選択肢の番号（1～3）に○をした上で、必ず臓器の名称を○で囲んでください。本人署名・署名年月日を忘れずに記入してください。
- ②意思表示欄への記入は、臓器提供を強要するものではありません。臓器提供を拒否する意思表示もできます。

記入方法の詳細やその他臓器移植に関するご質問お問合せは、下記までお願いします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-5-16 晩翠ビル3階
(社) 日本臓器移植ネットワーク
フリーダイヤル 0120-78-1069
<携帯電話からは> TEL03-3502-2071

【今までの国保証(縮小しています)】

【新しくカード化された国保証】

記号		那國番号	
氏名		有効期限	
生年月日	昭和年月日	性別	
交付年月日		性別	
被保主氏名		性別	
住所		性別	
保險者番号・保險者名			
那霸市印			

(表)

注意事項

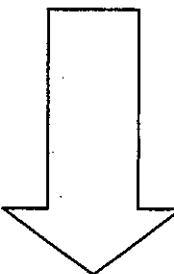
1.この記載の有効範囲に外れる場合は、14日以内に、この紙を添えて、那覇
2.不正にこの紙を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

1. 私は、脳死の判定に達し、脳死後、多種の為に〇で用いたる感覚器を提供します。
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球その他(×をつけた感覚器は提供しません)
2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に〇で用いたる臟器を提供します。
腎臓・肝臓・眼球・その他(×をつけた臓器は提供しません)
3. 私は、臓器を提供しません。

署名： 年 月 日 本人署名：
（右の用紙を複数枚提出する場合は、各用紙に同じく記入する）

(裏面)

國民健康保険医療被保険者証	
被保険者 登記号	年月日
姓 名 性別 年 齢	那國　君
本	
674700013	
那頸 市 東	
年 月 日	1967-01-01
被保険者登記番号	一 二 三 四
被保険者登記番号	
被保険者登記番号	



(一般被保險者証
銀黑色)

(退職保険証 白茶色)